

「大学・専門学校等卒業後の在留申請等について」

資料 1 : 在留資格一覧表

資料 2 : 我が国における外国人労働者の内訳

資料 3 : 留学生の就職支援に係る取組み

資料 4 : 在留資格「技術・人文知識・国際業務」

資料 5 : 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

資料 6 : 日本の大学を卒業した留学生の就職支援 ～特定活動告示の改正～

資料 7 : 留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン

資料 8 : 特定技能制度概要

資料 9 : 日本料理海外普及人材育成事業の一部改正について

資料 10 : 留学生の就労に係る主なフロー

資料 11 : 「留学」から就労資格への変更手続の流れ

資料 12 : 内定者のための特定活動について

資料 13 : 高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度

資料 14 : 新型コロナウイルス感染症に係る対応について



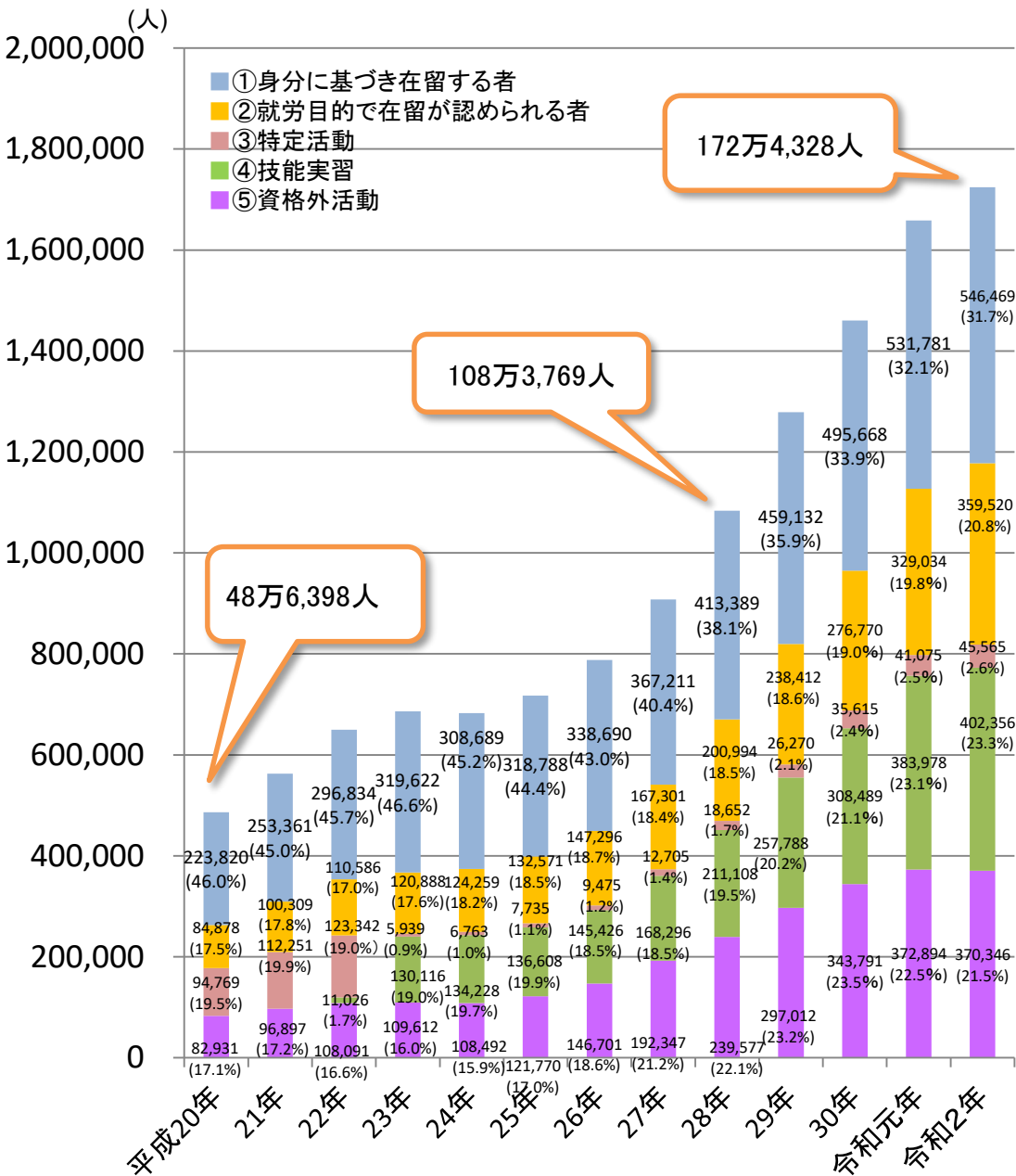
在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (令和2年6月末/速報値)
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	6,885
芸術	作曲家、画家、著述家等		474
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等		3,954
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン		220
高度専門職	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数(70点)以上に達した者 (例)外国の大学で修士号(経営管理に関する専門職学位(MBA))を取得(25点)し、IT関連で7年の職歴(15点)がある30歳(10点)の者が、年収600万円(20点)で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	1号については5年、2号については無期限	16,286
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	27,119
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	145
医療	医師、歯科医師、看護師		2,512
研究	政府関係機関や私企業等の研究者		1,425
教育	中学校・高等学校等の語学教師等		13,083
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等		288,995
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者		16,592
介護	介護福祉士		1,324
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	2,011
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	40,931
特定技能	特定産業分野の各業務従事者(1号、2号)	1年、6月又は4月(通算上限5年)(1号)) 3年、1年、6月(2号)	5,950
技能実習	技能実習生 (1号イ(企業単独型)、1号ロ(団体監理型)、2号イ(企業単独型)、2号ロ(団体監理型)、3号イ(企業単独型)、3号ロ(団体監理型)の6種類)	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)	402,422

在留資格一覽②



在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (令和2年6月末/速報値)
文化活動	日本文化の研究者等	3年, 1年, 6月又は3月	2,114
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光, 保養, スポーツ, 親族の訪問, 見学, 講習又は会合への参加, 業務連絡その他これらに類似する活動	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	
留学	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生	4年3月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	280,273
研修	研修生	1年, 6月又は3月	483
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	200,299
特定活動	(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動) 外交官等の家事使用人, ワーキング・ホリデー, 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者, 本邦大学卒業生(高い日本語能力を有する者)等	5年, 3年, 2年, 1年, 6月, 3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	72,440
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	800,872
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子		143,759
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月	42,207
定住者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)	203,847
合計			2,576,622

外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約54.6万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約36.0万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約4.6万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約40.2万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約37.0万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。



1. 就労可能な在留資格の拡充

(1) 在留資格「介護」の創設（平成29年9月施行）

我が国の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留學生が、国内で介護福祉士として活躍できるよう在留資格「介護」を創設。

(2) 在留資格「特定活動」（起業準備活動）の創設（平成30年12月施行）

大卒等の卒業生（本邦の専門士を含む）が在留資格「経営・管理」の要件を満たしていない場合であっても、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受けることを前提に最長1年間の起業準備活動を認める。

(3) 在留資格「特定活動」（本邦大学卒業生）の創設（令和元年5月施行）

本邦の大学・大学院を卒業・修了し、高い日本語能力（日本語能力試験N1相当）を有する者について、サービス業務や製造業務を含む幅広い業務に従事することを認める。

(4) 「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充（令和元年11月施行）

本邦の調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留學生について、農林水産省の認定を前提として、日本料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを最長5年間可能としていたところ、日本料理以外の料理や製菓を対象に拡大。



2. 留学生の卒業後の支援

(1) 在留資格「特定活動」(継続就職活動)の運用 (平成21年3月開始)

一定の要件の下、最長1年間、本邦の大学又は専門学校を卒業後に就職活動の継続を認めている。なお、地方公共団体が実施する就職支援事業に参加する場合には、更に1年間の在留が可能。

(2) 在留資格「特定活動」(就職内定者)の運用 (平成21年3月開始)

我が国における企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下、採用までの間(内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間)在留することが可能。

3. 運用の明確化

(1) 専用の相談窓口の開設 (令和元年10月開始)

全国の地方出入国在留管理官署において、就労資格への変更手続等に係る個別の事前相談に応じる専用の相談窓口を開設。

(2) ガイドラインの策定・充実 (随時)

「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」(令和元年12月改定)を始め、各種ガイドラインを策定・公表し、在留資格の運用の明確化を図っている。



○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う <u>理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務</u> に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が<u>自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務</u>に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。</p> <p>二 申請人が<u>外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務</u>に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

平成20年3月
出入国在留管理庁
(最終改定令和3年3月)

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）別表第一の二の表の下欄に該当する活動の内容が規定されており、法務省令において、これらの在留資格により本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されているところ、申請者の予見可能性を高めるとともに、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、同在留資格の要件について以下のとおり公表します。

なお、「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への資格変更ガイドライン」（平成27年2月策定）、「ホテル・旅館等において外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労する場合の在留資格の明確化について」（平成27年12月策定）及び「「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について」（平成29年9月策定）については、本ガイドラインに取りまとめています。

1 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項から興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されています。

(1) 本邦の公私の機関との契約に基づくものであること

「本邦の公私の機関」には、会社、国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人等の法人のほか、任意団体（ただし、契約当事者としての権利能力はありません。）も含まれます。また、本邦に事務所、事業所等を有する外国の国、地方公共団体（地方政府を含む。）、外国の法人等も含まれ、さらに個人であっても、本邦で事務所、事業所等を有する場合は含まれます。

「契約」には、雇用のほか、委任、委託、嘱託等が含まれますが、特定の機関との継続的なものでなければなりません。また、契約に基づく活動は、本邦において適法に行われるものであること、在留活動が継続して行われることが見込まれることが必要です。

(2) 「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事する活動であること

ア 自然科学の分野には、理学、工学のほか、農学、医学、歯学及び薬学等が含まれます。また、人文科学の分野には、法律学、経済学、社会学のほか、文学、哲学、教育学、心理学、史学、政治学、商学、経営学等が含まれます。いずれの場合も、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければなりません。

一般的に、求人の際の採用基準に「未経験可、すぐに慣れます。」と記載のあるような業務内容や、後述の上陸許可基準に規定される学歴又は実務経験に係る要件を満たしていない日本人従業員が一般的に従事している業務内容は、対象となりません。

イ 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務とは、単に外国人であるだけでなく、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持って、その能力を要する業務に従事するものであることが必要です。

ウ 行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は、活動全体として見ればごく一部であり、その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、特段の技術又は知識を要しない業務や、反復訓練によって従事可能な業務を行う場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。

また、行おうとする活動に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものと取り扱っています。実務研修に係る取扱いの詳細は別紙1のとおりです。

2 法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

(1) 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

ア 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること（注）

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

(注) 業務との関連性について

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており（学校教育法第83条第1項、第2項）、このような教育機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、従来より柔軟に判断しています（海外の大学についてもこれに準じた判断をしています。）。また、高等専門学校は、一般科目と専門科目をバランスよく配置した教育課程により、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身につける機関であるとされており、大学と同様、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとするものとされている（同法第105条第2項）ことから、大学に準じた判断をしています。

他方、専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされている（同法第124条）ことから、専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要とします。ただし、直接「専攻」したとは認められないような場合でも、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を習得したと認められるような場合においては、総合的に判断した上で許否の判断を行っているほか、関連性が認められた業務に3年程度従事した者については、その後に従事しようとする業務との関連性については、柔軟に判断します。

なお、専修学校の専門課程を修了した者については、修了していることのほか、①本邦において専修学校の専門課程の教育を受け、「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により専門士と称することができること、又は②同規程第3条の規定により高度専門士と称することができる必要があります。

(※) 別紙2に掲げる教育機関（ファッションデザイン教育機関）の特定の専攻科・コースを卒業した者が、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」の在留資格へ変更する場合には、「本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）」に係る上陸許可基準に適合していることを要しません。

イ 10年以上の実務経験があること

実務経験の期間には、大学等において関連科目を専攻した期間も含まれます。また、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に10年従事したことまで求めるものではなく、関連する業務に従事した期間も実務経験に含まれます。

(2) 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当する必要があります。

ア 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること

イ 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験があること

従事しようとする業務と同じ業務の実務経験である必要はありませんが、関連する業務である必要があります。また、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は実務経験は不要です。

(3) 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要です。また、報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません。

3 その他

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可に当たっては、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を踏まえて審査が行われますが、例えば、以下の点について考慮されます。

(1) 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に1週について28時間を超えてアルバイトに従事しているような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

(2) 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

別紙1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修について

別紙2 ファッションデザイン教育機関

別紙3 許可・不許可事例

別紙4 ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について

別紙5 「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修について

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格により在留する外国人が採用当初に行う実務研修に係る在留審査上の取扱は下記のとおりです。

1 実務研修の取扱

外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留するためには、当該在留資格に該当する活動、すなわち、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務に従事することが必要です。

他方で、企業においては、採用当初等に一定の実務研修期間が設けられていることがあるところ、当該実務研修期間に行う活動のみを捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない活動（例えば、飲食店での接客や小売店の店頭における販売業務、工場のライン業務等）であっても、それが日本人の大卒社員等に対しても同様に行われる実務研修の一環であって、在留期間中の活動を全体として捉えて、在留期間の大半を占めるようなものではないようなときは、その相当性を判断した上で当該活動を「技術・人文知識・国際業務」の在留資格内で認めています。

2 「在留期間中」の考え方

この研修期間を含めた在留資格該当性の判断は、「在留期間中の活動を全体として捉えて判断する」ところ、ここでいう「在留期間中」とは、一回の許可毎に決定される「在留期間」を意味するものではなく、雇用契約書や研修計画に係る企業側の説明資料等の記載から、申請人が今後本邦で活動することが想定される「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留する期間全体を意味します。

そのため、例えば、今後相当期間本邦において「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に従事することが予定されている方（雇用期間の定めなく常勤の職員として雇用された方など）が、在留期間「1年」を決定された場合、決定された1年間全て実務研修に従事することも想定されます。

他方で、雇用契約期間が3年間のみで、契約更新も予定されていないような場合、採用から2年間実務研修を行う、といったような申請は認められないこととなります。

なお、採用から1年間を超えて実務研修に従事するような申請については、下記3に記載する研修計画の提出を求め、実務研修期間の合理性を審査します。

3 研修計画等

研修期間として部分的に捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない活動を行う必要がある場合、必要に応じ、受入れ機関に対し日本人社

員を含めた入社後のキャリアステップ及び各段階における具体的職務内容を示す資料の提出をお願いすることがあります。

当該実務研修に従事することについての相当性を判断するに当たっては、当該実務研修が外国人社員だけに設定されている場合や、日本人社員との差異が設けられているようなものは、合理的な理由（日本語研修を目的としたようなもの等）がある場合を除き、当該実務研修に従事することについての相当性があるとは認められません。

なお、採用当初に行われる実務研修の他、キャリアステップの一環として、契約期間の途中で実施されるような実務研修についても、同様に取り扱っています。

4 在留期間の決定について

これら実務研修期間が設けられている場合、実務研修を修了した後、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に移行していることを確認する必要があるため、在留資格決定時等には、原則として在留期間「1年」を決定することとなります。

なお、在留期間更新時に当初の予定を超えて実務研修に従事する場合、その事情を説明していただくこととなりますが、合理的な理由がない場合、在留期間の更新が認められないこととなります。

ファッションデザイン教育機関

教育機関	専攻科・コース	対象者
エスモード・ジャポン東京校	ファッションクリエイティブ学部総合学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 インターナショナルクリエイティブ学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 ファッションテクノロジー学科	平成30年3月卒業生から
エスモード・ジャポン京都校	ファッションクリエイティブ学部総合学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部留学学科	平成30年3月卒業生から
	ファッションクリエイティブ学部 ファッションテクノロジー学科	平成30年3月卒業生から
バンタンデザイン研究所	ファッション学部 ファッションデザイン学科	平成30年3月卒業生から
	ファッション学部 2年制ファッションデザイン学科	令和2年3月卒業生から
	ファッション学部ファッションプロデュース学科	令和2年3月卒業生から
	ファッション学部スタイリスト学科	令和2年3月卒業生から
総合学園ヒューマンアカデミー 東京校	ファッションプロデュースコース	令和2年3月卒業生から
	ヘアメイクアーティストコース	令和2年3月卒業生から

許可・不許可事例

1 本国の大学を卒業した者に係る許可事例

- (1) 本国において工学を専攻して大学を卒業し、ゲームメーカーでオンラインゲームの開発及びサポート業務等に従事した後、本邦のグループ企業のゲーム事業部門を担う法人との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の次期オンラインゲームの開発案件に関するシステムの設計、総合試験及び検査等の業務に従事するもの。
- (2) 本国において工学を専攻して大学を卒業し、ソフトウェア会社に勤務した後、本邦のソフトウェア会社との契約に基づき、月額約35万円の報酬を受けて、ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事するもの。
- (3) 本国において電気通信工学を専攻して大学を卒業し、同国にある日本の電気通信設備工事業を行う会社の子会社に雇用された後、本邦にある親会社との契約に基づき、月額約24万円の報酬を受けて、コンピュータ・プログラマーとして、開発に係るソフトウェアについて顧客との使用の調整及び仕様書の作成等の業務に従事するもの。
- (4) 本国において機械工学を専攻して大学を卒業し、自動車メーカーで製品開発・テスト、社員指導等の業務に従事した後、本邦のコンサルティング・人材派遣等会社との契約に基づき、月額約170万円の報酬を受けて、本邦の外資系自動車メーカーに派遣されて技術開発等に係るプロジェクトマネージャーとしての業務に従事するもの。
- (5) 本国において工学、情報処理等を専攻して大学を卒業し、証券会社等においてリスク管理業務、金利派生商品のリサーチ部門等に所属してシステム開発に従事した後、本邦の外資系証券会社との契約に基づき、月額約83万円の報酬を受けて、取引レポート、損益データベース等の構築に係る業務に従事するもの。
- (6) 本国において電気力学、工学等を専攻して大学を卒業し、輸送用機械器具製造会社に勤務した後、本邦の航空機整備会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、CAD及びCAEのシステム解析、テクニカルサポート及び開発業務に従事するもの。
- (7) 本国の大学を卒業した後、本邦の語学学校との契約に基づき、月額約25万

円の報酬を受けて、語学教師としての業務に従事するもの。

- (8) 経営学を専攻して本国の大学院修士課程を修了し本国の海運会社において、外航船の用船・運航業務に約4年間従事した後、本邦の海運会社との契約に基づき、月額約100万円の報酬を受けて、外国船舶の用船・運航業務のほか、社員の教育指導を行うなどの業務に従事するもの。
- (9) 本国において会計学を専攻して大学を卒業し、本邦のコンピュータ関連・情報処理会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の海外事業本部において本国の会社との貿易等に係る会計業務に従事するもの。
- (10) 本国において経営学を専攻して大学を卒業し、経営コンサルタント等に従事した後、本邦のIT関連企業との契約に基づき、月額約45万円の報酬を受けて、本国のIT関連企業との業務取引等におけるコンサルタント業務に従事するもの。
- (11) 本国において経営学を専攻して大学を卒業した後、本邦の食料品・雑貨等輸入・販売会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、本国との取引業務における通訳・翻訳業務に従事するもの。
- (12) 本国において経済学、国際関係学を専攻して大学を卒業し、本邦の自動車メーカーとの契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、本国と日本との間のマーケティング支援業務として、市場、ユーザー、自動車輸入動向の調査実施及び自動車の販売管理・需給管理、現地販売店との連携強化等に係る業務に従事するもの。

2 本邦の大学を卒業した留学生に係る事例

○ 許可事例

- (1) 工学部を卒業した者が、電機製品の製造を業務内容とする企業との契約に基づき、技術開発業務に従事するもの。
- (2) 経営学部を卒業した者が、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、翻訳・通訳に関する業務に従事するもの。
- (3) 法学部を卒業した者が、法律事務所との契約に基づき、弁護士補助業務に従事するもの。
- (4) 教育学部を卒業した者が、語学指導を業務内容とする企業との契約に基づき、英会話講師業務に従事するもの。
- (5) 工学部を卒業した者が、食品会社との雇用契約に基づき、コンサルティング業務に従事するもの。
- (6) 経済学部を卒業した者が、ソフトウェア開発会社との契約に基づき、システムエンジニアとして稼働するもの。
- (7) 文学部を卒業し、総合食料品店の本社の総合職として期間の定めなく採用された者が、採用当初2年間実務研修としてスーパーマーケットの店舗において、商品の陳列、レジ打ち、接客及び現場における顧客のニーズ等を修得するものであり、同社のキャリアステッププランでは、日本人の大卒者と同様に2年の研修を修了した後に、本社の営業部門や管理部門、グループ内の貿易会社等において幹部候補者として営業や海外業務に従事することとなっているもの。
- (8) 建築工学を専攻して本邦の大学を卒業し、本邦の建設会社との契約に基づき、月額約40万円の報酬を受けて、建設技術の基礎及び応用研究、国内外の建設事情調査等の業務に従事するもの。
- (9) 社会基盤工学を専攻して本邦の大学院博士課程を修了し、同大学の生産技術研究所に勤務した後、本邦の土木・建設コンサルタント会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、土木及び建築における研究開発・解析・構造設計に係る業務に従事するもの。
- (10) 電子情報学を専攻して本邦の大学院博士課程を修了し、本邦の電気通信事業

会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の研究所において情報セキュリティプロジェクトに関する業務に従事するもの。

(11) 国際関係学を専攻して本邦の大学院を修了し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、語学を生かして空港旅客業務及び乗り入れ外国航空会社との交渉・提携業務等の業務に従事するもの。

(12) 経営学を専攻して本邦の大学を卒業し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、国際線の客室乗務員として、緊急事態対応・保安業務のほか、乗客に対する母国語、英語、日本語を使用した通訳・案内等を行い、社員研修等において語学指導などの業務に従事するもの。

○ 不許可事例

(1) 経済学部を卒業した者から、会計事務所との契約に基づき、会計事務に従事するとして申請があったが、当該事務所の所在地には会計事務所ではなく料理店があったことから、そのことについて説明を求めたものの、明確な説明がなされなかったため、当該事務所が実態のあるものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動を行うものとは認められないことから不許可となったもの。

(2) 教育学部を卒業した者から、弁当の製造・販売業務を行っている企業との契約に基づき現場作業員として採用され、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業に従事するとして申請があったが、当該業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」の該当性が認められないため不許可となったもの。

(3) 工学部を卒業した者から、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額13万5千円の報酬を受けて、エンジニア業務に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額18万円であることが判明したことから、報酬について日本人と同等額以上であると認められず不許可となったもの。

(4) 商学部を卒業した者から、貿易業務・海外業務を行っている企業との契約に基づき、海外取引業務に従事するとして申請があったが、申請人は「留学」の在留資格で在留中、1年以上継続して月200時間以上アルバイトとして稼働していたことが今次申請において明らかとなり、資格外活動許可の範囲を大きく超えて稼働していたことから、その在留状況が良好であるとは認められず、不許可となったもの。

- (5) 経営学部を卒業した者から飲食チェーンを経営する企業の本社において管理者候補として採用されたとして申請があったが、あらかじめ「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事することが確約されているものではなく、数年間に及び期間未確定の飲食店店舗における接客や調理等の実務経験を経て、選抜された者のみが最終的に「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事することとなるようなキャリアステッププランであったことから、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとして採用された者に一律に課される実務研修とは認められず、不許可となったもの。

3 本邦の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生に係る事例 1

○ 許可事例

- (1) マンガ・アニメーション科において、ゲーム理論、CG、プログラミング等を履修した者が、本邦のコンピュータ関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、ゲーム開発業務に従事するもの。
- (2) 電気工学科を卒業した者が、本邦のTV・光ファイバー通信・コンピューターLAN等の電気通信設備工事等の電気工事の設計・施工を業務内容とする企業との契約に基づき、工事施工図の作成、現場職人の指揮・監督等に従事するもの。
- (3) 建築室内設計科を卒業した者が、本邦の建築設計・設計監理、建築積算を業務内容とする企業との契約に基づき、建築積算業務に従事するもの。
- (4) 自動車整備科を卒業した者が、本邦の自動車の点検整備・配送・保管を業務内容とする企業との契約に基づき、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等自動車の基幹部分の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに、自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。
- (5) 国際IT科においてプログラミング等を修得して卒業した者が、本邦の金属部品製造を業務内容とする企業との契約に基づき、ホームページの構築、プログラミングによるシステム構築等の業務に従事するもの。
- (6) 美容科を卒業した者が、化粧品販売会社において、ビューティーアドバイザーとしての活動を通じた美容製品に係る商品開発、マーケティング業務に従事するもの。
- (7) ゲームクリエイター学科において、3DCG、ゲーム研究、企画プレゼン、ゲームシナリオ、制作管理、クリエイター研究等を履修した者が、ITコンサルタント企業において、ゲームプランナーとして、海外向けゲームの発信、ゲームアプリのカスタマーサポート業務に従事するもの。
- (8) ロボット・機械学科においてCAD実習、工業数理、材料力学、電子回路、マイコン制御等を履修した者が、工作機械設計・製造を行う企業において、機械加工課に配属され、部品図面の確認、精度確認、加工設備のプログラム作成等の業務に従事し、将来的に部署の管理者となることが予定されているもの。

- (9) 情報システム開発学科においてC言語プログラミング、ビジネスアプリケーション、ネットワーク技術等を履修した者が、電気機械・器具製造を行う企業において、現場作業用システムのプログラム作成、ネットワーク構築を行うもの。
- (10) 国際コミュニケーション学科において、コミュニケーションスキル、接客研修、異文化コミュニケーション、キャリアデザイン、観光サービス論等を履修した者が、人材派遣、人材育成、研修サービス事業を運営する企業において、外国人スタッフの接客教育、管理等のマネジメント業務を行うもの。
- (11) 国際ビジネス学科において、観光概論、ホテル演習、料飲実習、フードサービス論、リテールマーケティング、簿記、ビジネスマナー等を履修した者が、飲食店経営会社の本社事業開発室において、アルバイトスタッフの採用、教育、入社説明資料の作成を行うもの。
- (12) 観光・レジャーサービス学科において、観光地理、旅行業務、セールスマーケティング、プレゼンテーション、ホスピタリティ論等を履修した者が、大型リゾートホテルにおいて、総合職として採用され、フロント業務、レストラン業務、客室業務等についてもシフトにより担当するとして申請があったため、業務内容の詳細を求めたところ、一部にレストランにおける接客、客室備品オーダー対応等「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない業務が含まれていたが、申請人は総合職として雇用されており、主としてフロントでの翻訳・通訳業務、予約管理、ロビーにおけるコンシェルジュ業務、顧客満足度分析等を行うものであり、また、他の総合職採用の日本人従業員と同様の業務であることが判明したもの。
- (13) 工業専門課程のロボット・機械学科において、基礎製図、CAD実習、工業数理、材料力学、電子回路、プロダクトデザイン等を履修し、金属工作機械を製造する会社において、初年度研修の後、機械の精度調整、加工設備のプログラム作成、加工工具の選定、工作機械の組立作業等に従事するとして申請があり、同社において同様の業務に従事する他の日本人従業員の学歴、職歴、給与等について説明を求めたところ、同一の業務に従事するその他の日本人は、本邦の理工学部を卒業した者であり、また、同一業務の求人についても、大卒相当程度の学歴要件で募集しており、給与についても申請人と同額が支払われていることが判明したもの。

○ 不許可事例

(専攻科目と従事する業務内容の関連性以外の判断)

- (1) 日中通訳翻訳学科を卒業した者から、輸出入業を営む企業との雇用契約に基づき、月額17万円の報酬を受けて、海外企業との契約書類の翻訳業務及び商談時の通訳に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額20万円であることが判明したため、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けているとはいえないことから不許可となったもの。
- (2) 情報システム工学科を卒業した者から、本邦の料理店経営を業務内容とする企業との契約に基づき、月額25万円の報酬を受けて、コンピューターによる会社の会計管理（売上、仕入、経費等）、労務管理、顧客管理（予約の受付）に関する業務に従事するとして申請があったが、会計管理及び労務管理については、従業員が12名という会社の規模から、それを主たる活動として行うのに十分な業務量があるとは認められないこと、顧客管理の具体的な内容は電話での予約の受付及び帳簿への書き込みであり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないことから不許可となったもの。
- (3) ベンチャービジネス学科を卒業した者から、本邦のバイクの修理・改造、バイク関連の輸出入を業務内容とする企業との契約に基づき、月額19万円の報酬を受けて、バイクの修理・改造に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、フレームの修理やパンクしたタイヤの付け替え等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。
- (4) 国際情報ビジネス科を卒業した者から、本邦の中古電子製品の輸出・販売等を業務内容とする企業との契約に基づき、月額18万円の報酬を受けて、電子製品のチェックと修理に関する業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、パソコン等のデータ保存、バックアップの作成、ハードウェアの部品交換等であり、当該業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするものとは認められず、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないため不許可となったもの。
- (5) 専門学校における出席率が70%である者について、出席率の低さについて理由を求めたところ、病気による欠席であるとの説明がなされたが、学校の欠席期間に資格外活動に従事していたことが判明し、不許可となったもの。

- (6) ビルメンテナンス会社において、将来受け入れる予定の外国人従業員への対応として、通訳業務、技術指導業務に従事するとして申請があったが、将来の受入れ予定について何ら具体化しておらず、受入れ開始までの間については、研修を兼ねた清掃業務に従事するとして申請があり、当該業務が「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。
- (7) ホテルにおいて、予約管理、通訳業務を行うフロントスタッフとして採用され、入社当初は、研修の一環として、1年間は、レストランでの配膳業務、客室清掃業務にも従事するとして申請があったが、当該ホテルにおいて過去に同様の理由で採用された外国人が、当初の研修予定を大幅に超え、引き続き在留資格該当性のない、レストランでの配膳業務、客室清掃等に従事していることが判明し不許可となったもの。
- (8) 人材派遣会社に雇用され、派遣先において、翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、労働者派遣契約書の職務内容には、「店舗スタッフ」として記載されており、派遣先に業務内容を確認したところ、派遣先は小売店であり、接客販売に従事してもらうとの説明がなされ、当該業務が「技術・人文知識・国際業務」のいずれにも当たらないため不許可となったもの。
- (9) 電気部品の加工を行う会社の工場において、部品の加工、組み立て、検査、梱包業務を行うとして申請があったが、当該工場には技能実習生が在籍しているところ、当該申請人と技能実習生が行う業務のほとんどが同一のものであり、申請人の行う業務が高度な知識を要する業務であるとは認められず、不許可となったもの。
- (10) 栄養専門学校において、食品化学、衛生教育、臨床栄養学、調理実習などを履修した者が、菓子工場において、当該知識を活用して、洋菓子の製造を行うとして申請があったところ、当該業務は、反復訓練によって従事可能な業務であるとして、不許可となったもの。

(専攻した科目との関連性が認められず、不許可となったもの)

※コース名、学科名から修得内容が明確なものは専攻科目を記載していない。

(1) 声優学科を卒業した者が、外国人客が多く訪れる本邦のホテルとの契約に基づき、ロビースタッフとして翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。

(2) イラストレーション学科を卒業した者から、人材派遣及び有料職業紹介を業

- 務内容とする企業との契約に基づき、外国人客が多く訪れる店舗において、翻訳・通訳を伴う衣類の販売業務に従事するとして申請があったが、その業務内容は母国語を生かした接客業務であり、色彩、デザイン、イラスト画法等の専攻内容と職務内容との間に関連性があるとは認められず、また翻訳・通訳に係る実務経験もないため不許可となったもの。
- (3) ジュエリーデザイン科を卒業した者が、本邦のコンピュータ関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、外国人客からの相談対応、通訳や翻訳に関する業務に従事するとして申請があったが、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (4) 国際ビジネス学科において、英語科目を中心に、パソコン演習、簿記、通関業務、貿易実務、国際物流、経営基礎等を履修した者が、不動産業（アパート賃貸等）を営む企業において、営業部に配属され、販売営業業務に従事するとして申請があったが、専攻した中心科目は英語であり、不動産及び販売営業の知識に係る履修はごくわずかであり、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (5) 国際ビジネス学科において、経営戦略、貿易実務、政治経済、国際関係論等を履修した者が、同国人アルバイトが多数勤務する運送会社において、同国人アルバイト指導のための翻訳・通訳業務及び労務管理を行うとして申請があったが、教育及び翻訳・通訳業務と専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (6) 国際コミュニケーション学科において、接遇、外国語学習、異文化コミュニケーション、観光サービス論等を履修した者が、飲食店を運営する企業において、店舗管理、商品開発、店舗開発、販促企画、フランチャイズ開発等を行うとして申請があったが、当該業務は経営理論、マーケティング等の知識を要するものであるとして、専攻した科目との関連性が認められず不許可となったもの。
- (7) 接遇学科において、ホテル概論、フロント宿泊、飲料衛生学、レストランサービス、接遇概論、日本文化等を履修した者が、エンジニアの労働者派遣会社において、外国人従業員の管理・監督、マニュアル指導・教育、労務管理を行うとして申請があったが、専攻した科目と当該業務内容との関連性が認められず不許可となったもの。

4 本邦の専門学校を卒業し、専門士の称号を付与された留学生に係る事例 2

「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請のうち、特に「翻訳・通訳」業務に従事するとして申請を行うケースが多いところ、当該業務についての、専修学校における専攻との関連性等について示すこととします。

なお、専修学校における専攻との関連性のみならず、当然のことながら、実際に翻訳・通訳業務に従事することができるだけの能力を有していること、就職先に翻訳・通訳を必要とする十分な業務量があることが必要です。そのため、能力を有することの証明のほか、何語と何語間についての翻訳・通訳を行うのか、どういった業務があるのか、必要に応じ説明を求めることがあります。

専修学校における専攻との関連性としては、履修科目に「日本語」に関連する科目が相当数含まれている場合であっても、留学生が専門分野の科目を履修するために必要な専門用語を修得するための履修である場合や、日本語の会話、読解、聴解、漢字等、日本語の基礎能力を向上させるレベルに留まるもの、同一の専門課程において、日本人学生については免除されている（日本人が履修の対象となっていない）ような「日本語」の授業の履修については、翻訳・通訳業務に必要な科目を専攻して卒業したものとは認められません。事例については以下のとおりです。

○ 許可事例

- (1) 翻訳・通訳学科において、通訳概論、言語学、通訳演習、通訳実務、翻訳技法等を専攻科目として履修した者が、出版社において出版物の翻訳を行うとして申請があったもの。
- (2) 国際ビジネス学科において、貿易論、マーケティング等の経営学に係る科目を中心に履修しているが、ビジネス通訳実務、ビジネス翻訳実務、通訳技巧などの翻訳・通訳に特化した科目を専門科目において履修した者が、商社の海外事業部において、商談の通訳及び契約資料の翻訳を行うとして申請があったもの。
- (3) 国際教養学科において、卒業単位が70単位であるところ、経営学、経済学、会計学等のほか、日本語、英語、ビジネス文書、ビジネスコミュニケーション等文章表現等の取得単位が合計30単位認定されており、日本語能力試験N1に合格している者が、渉外調整の際の通訳を行うとして申請があったもの。

○ 不許可事例

- (1) CAD・IT学科において、専門科目としてCAD、コンピュータ言語、情報処理概論等を履修し、一般科目において日本語を履修したが、日本語の取得単位が、卒業単位の約2割程度しかなく、当該一般科目における日本語の授業については、留学生を対象とした日本語の基礎能力の向上を図るものであると

して、不許可となったもの。

- (2) 国際ビジネス専門学科において、日本語、英語を中心とし、経営学、経済学を履修したが、当該学科における日本語は、日本語の会話、読解、聴解、漢字等、日本語の基礎能力を向上させるレベルに留まるものであり、通訳・翻訳業務に必要な高度な日本語について専攻したものとは言えず不許可となったもの。
- (3) 国際コミュニケーション学科において、日本語の文法、通訳技法等を履修した者が、新規開拓を計画中であるとする海外事業分野において、日本語が堪能である申請人を通訳人として必要とする旨の雇用理由書が提出されたが、申請人の成績証明書及び日本語能力を示す資料を求めたところ、日本語科目全般についての成績は、すべてC判定（ABCの3段階評価の最低）であり、その他日本語能力検定等、日本語能力を示す資料の提出もないことから、適切に翻訳・通訳を目的とした業務を行うものとは認められず不許可となったもの。
- (4) 通訳・翻訳専門学校において、日英通訳実務を履修した者が、ビル清掃会社において、留学生アルバイトに対する通訳及びマニュアルの翻訳に従事するとして申請があったが、留学生アルバイトは通常一定以上の日本語能力を有しているものであり、通訳の必要性が認められず、また、マニュアルの翻訳については常時発生する業務ではなく、翻訳についても業務量が認められず不許可となったもの。
- (5) 翻訳・通訳専門学校において、日英通訳実務を履修した者が、翻訳・通訳業務に従事するとして申請があったが、稼働先が飲食店の店舗であり、通訳と称する業務内容は、英語で注文を取るといった内容であり、接客の一部として簡易な通訳をするにとどまり、また、翻訳と称する業務が、メニューの翻訳のみであるとして業務量が認められず不許可となったもの。
- (6) 日本語・日本文化学科を卒業した者が、人材派遣及び物流を業務内容とする企業との契約に基づき、商品仕分けを行う留学生のアルバイトが作業する場所を巡回しながら通訳業務に従事するとして申請があったが、その具体的な内容は、自らも商品仕分けのシフトに入り、アルバイトに対して指示や注意喚起を通訳するというものであり、商品仕分けを行うアルバイトに対する通訳の業務量が認められず不許可となったもの。

ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について

平成27年12月
出入国在留管理庁
(令和3年3月改訂)

『日本再興戦略』改訂2015』及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」における指摘を踏まえ、訪日外国人旅行者数が増大する中、外国人材の観光産業への活用を図り、外国人旅行者に対するホテル・旅館等における接遇を向上させる観点から、外国人がホテルや旅館等の宿泊施設での就労を希望する場合について、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請人の予見可能性を高めるため、在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例を以下のとおり公表します。

1 在留資格に該当する活動

例えば、本邦若しくは外国の大学又は本邦の専門学校を卒業した外国人がホテル・旅館等の宿泊施設における業務に従事する場合、地方出入国在留管理官署において「在留資格認定証明書交付申請」又は「在留資格変更許可申請」を行うことが必要です。この場合、一般的には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への該当性を審査することになります。当該在留資格に該当すると認められるためには、申請人が従事しようとする業務が「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」でなければなりません。また、以下の（1）又は（2）の要件、かつ（3）の要件を満たす必要があります。

なお、日本で従事しようとする活動が、入管法に規定される在留資格に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、下記の活動に該当しない業務に従事することは認められませんが、それが企業における研修の一環であって当該業務に従事するのは採用当初の時期に留まる、といった場合には許容されます（下記2の「許可事例」④及び「不許可事例」⑥参照）。このようなケースに該当する場合には、当該企業に雇用される従業員（日本人を含む）の入社後のキャリアステップや各段階における具体的な職務内容と当該研修の内容との関係等に係る資料の提出をお願いすることがあります。

また、業務に従事する中で、一時的に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務を行わざるを得ない場面も想定されます（例えば、フロント業務に従事している最中に団体客のチェックインがあり、急遽、宿泊客の荷物を部屋まで運搬する

ことになった場合など)。こうした場合に当該業務を行ったとしても、入管法上直ちに問題とされるものではありませんが、結果的にこうした業務が在留における主たる活動になっていることが判明したような場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動を行っていないとして、在留期間更新を不許可とする等の措置がとられる可能性があります。

(1) 申請人が「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」に従事しようとする場合は、従事する業務について次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。

- ① 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ② 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。
※ただし、「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与された者に限られます。
- ③ 10年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

《留意点》

- ・ 従事しようとする業務は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とするものであって、単に経験を積んだことにより有している知識では足りず、学問的・体系的な技術・知識を必要とする業務でなければなりません。
- ・ 従事しようとする業務と大学等又は専修学校において専攻した科目とがある程度関連していることが必要となります。なお、①の大学（本邦所在・外国所在を問わない）を卒業した者については、大学の教育機関としての性格を踏まえ、専攻科目と従事しようとする業務の関連性は比較的緩やかに判断することとしています。

(2) 申請人が「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。

- ① 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。
- ② 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。

《留意点》

- ・ 当該業務は、外国に特有な文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法や感受性を必要とする業務であって、外国の社会、歴史・伝統の中で培われた発

想・感覚を基にした一定水準以上の専門的能力を必要とするものでなければなりません。

(3) 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

2 具体的な事例

(注) 以下に挙げている事例は許可・不許可の一例であり、個々の事案についての可否は個別の審査を経て判断されますのでご注意ください。

《許可事例》

- ① 本国において大学の観光学科を卒業した者が、外国人観光客が多く利用する本邦のホテルとの契約に基づき、月額約22万円の報酬を受けて、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客担当としてのホテル内の施設案内業務等に従事するもの
- ② 本国において大学を卒業した者が、本国からの観光客が多く利用する本邦の旅館との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、集客拡大のための本国旅行会社との交渉に当たっての通訳・翻訳業務、従業員に対する外国語指導の業務等に従事するもの
- ③ 本邦において経済学を専攻して大学を卒業した者が、本邦の空港に隣接するホテルとの契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、集客拡大のためのマーケティングリサーチ、外国人観光客向けの宣伝媒体（ホームページなど）作成などの広報業務等に従事するもの
- ④ 本邦において経営学を専攻して大学を卒業した者が、外国人観光客が多く利用する本邦のホテルとの契約に基づき総合職（幹部候補生）として採用された後、2か月間の座学を中心とした研修及び4か月間のフロントやレストランでの接客研修を経て、月額約30万円の報酬を受けて、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客からの要望対応、宿泊プランの企画立案業務等に従事するもの
- ⑤ 本邦の専門学校において日本語の翻訳・通訳コースを専攻して卒業し、専門士の称号を付与された者が、外国人観光客が多く利用する本邦の旅館において月額約20万円の報酬を受けて、フロントでの外国語を用いた案内、外国語版ホームページの作成、館内案内の多言語表示への対応のための翻訳等の業務等に従事するもの
- ⑥ 本邦の専門学校においてホテルサービスやビジネス実務を専攻し、専門士の称号を付与された者が、宿泊客の多くを外国人が占めているホテルにおいて、修得した知識を活かしてのフロント業務や、宿泊プランの企画立案等の業務に従事するもの
- ⑦ 海外のホテル・レストランにおいてマネジメント業務に10年間従事していた者が、国際的に知名度の高い本邦のホテルとの契約に基づき、月額60万円の報酬を受けてレストランのコンセプトデザイン、宣伝・広報に係る業務に従事するもの

もの

《不許可事例》

- ① 本国で経済学を専攻して大学を卒業した者が、本邦のホテルに採用されるとして申請があつたが、従事する予定の業務に係る詳細な資料の提出を求めたところ、主たる業務が宿泊客の荷物の運搬及び客室の清掃業務であり、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとは認められず不許可となったもの
- ② 本国で日本語学を専攻して大学を卒業した者が、本邦の旅館において、外国人宿泊客の通訳業務を行うとして申請があつたが、当該旅館の外国人宿泊客の大半が使用する言語は申請人の母国語と異なっており、申請人が母国語を用いて行う業務に十分な業務量があるとは認められないことから不許可となったもの
- ③ 本邦で商学を専攻して大学を卒業した者が、新規に設立された本邦のホテルに採用されるとして申請があつたが、従事しようとする業務の内容が、駐車誘導、レストランにおける料理の配膳・片付けであつたことから、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとは認められず不許可となったもの
- ④ 本邦で法学を専攻して大学を卒業した者が、本邦の旅館との契約に基づき月額約15万円の報酬を受けて、フロントでの外国語を用いた予約対応や外国人宿泊客の館内案内等の業務を行うとして申請があつたが、申請人と同時期に採用され、同種の業務を行う日本人従業員の報酬が月額約20万円であることが判明し、額が異なることについて合理的な理由も認められなかったことから、報酬について日本人が従事する場合と同等額以上と認められず不許可となったもの
- ⑤ 本邦の専門学校において服飾デザイン学科を卒業し、専門士の称号を付与された者が、本邦の旅館との契約に基づき、フロントでの受付業務を行うとして申請があつたが、専門学校における専攻科目と従事しようとする業務との間に関連性が認められないことから不許可となったもの
- ⑥ 本邦の専門学校においてホテルサービスやビジネス実務等を専攻し、専門士の称号を付与された者が、本邦のホテルとの契約に基づき、フロント業務を行うとして申請があつたが、提出された資料から採用後最初の2年間は実務研修として専らレストランでの配膳や客室の清掃に従事する予定であることが判明したところ、これらの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格には該当しない業務が在留期間の大半を占めることとなるため不許可となったもの

「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について

平成 29 年 9 月
出入国在留管理庁
(令和 3 年 3 月改訂)

日本の魅力を世界へ発信するクールジャパン戦略が推進され、日本のコンテンツ等に対する外国からの関心が高まっていることを受け、アニメ、ファッション・デザイン、食などを学びに来た留学生が、引き続き本邦で働くことを希望する場合等において、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請者の予見可能性を高める観点から、在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例を以下のとおり公表します。

1 在留資格に該当する活動

外国人が日本の大学又は専門学校においてアニメ又はファッション・デザインに関連する科目を履修して卒業し（専門学校卒業者については、「専門士」又は「高度専門士」の称号を付与された者に限る。）、これらの知識を用いて日本の企業に就職を希望する場合、一般的には、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への該当性を審査することになります。

当該在留資格に該当する活動内容は、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」と規定されています。下記 2 に具体的な事例を挙げていますが、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動であって、単に経験を積んだことにより有している技術・知識では足りず、学問的・体系的な技術・知識を要するものでなければなりません。

なお、日本で従事しようとする活動が、入管法に規定される在留資格に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、上記の活動に該当しない業務に一時的に従事する場合であっても、それが企業における研修の一環であって、在留期間の大半を占めるようなものではないような場合は、在留資格の変更が許可されるケースがあります（下記 2 の許可事例（3）、（7）及び（12）参照）。このようなケースに該当する場合は、当該企業に雇用される社員（日本人社員を含む。）の入社後のキャリアステップ及び各段階における具体的職務内容等に係る資料の提出をお願いする場合があります。

また、食分野における就労についても、従事する職務内容に応じて、上記のとおり在留資格「技術・人文知識・国際業務」への該当性を審査することになるほか、調理師又は製菓衛生師としての就労を希望する方で、農林水産省が実施する「日本

の食文化海外普及人材育成事業」の対象となる場合は、在留資格「特定活動」による就労が認められます。

(参考URL：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/ikusei/>)

なお、我が国において外国料理の調理師として就労する場合には、在留資格「技能」への該当性を審査することになります。

(注) 在留資格を変更する場合の一般的な考え方については、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を、また、在留資格「留学」から「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格を変更する場合の一般的な考え方については、本文「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」を御確認ください。

参考URL：

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00058.html

2. 具体的な事例

○ 許可事例

<アニメーション分野>

- (1) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、コンピュータ関連サービスを業務とする会社においてキャラクターデザイン等のゲーム開発業務に従事するもの。
- (2) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、アニメ制作会社において、絵コンテ等の構成や原画の作成といった主体的な創作活動に従事するもの。
- (3) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、アニメ制作会社において、入社当初の6月程度背景の色付け等の指導を受けながら行いつつ、その後は絵コンテ等の構成や原画の作成といった主体的な創作活動に従事するもの。

<ファッション・デザイン分野>

- (4) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、デザイン事務所においてデザイナーとして創作業務に従事するもの。
- (5) 大学の工学部を卒業した外国人が、自動車メーカーにおいてカーデザイナーとして自動車デザインに係る業務に従事するもの。
- (6) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社においてファッションコーディネーターとして商品の企画販促や商品ディスプレイの考案等に従事するもの。
- (7) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社の海外広報業務を行う人材として採用された後、国内の複数の実店舗で3か月間販売・接客に係る実地研修を行い、その後本社で

海外広報業務に従事するもの。

- (8) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社において、パタンナーとして、裁断・縫製等の制作過程を一部伴う創作活動に従事するもの。

<美容分野>

- (9) 本邦の専門学校において美容に関する専門課程を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、海外展開を予定する化粧品会社における海外進出準備のための企画・マネジメント業務に従事するもの。
- (10) 本邦の専門学校において美容に関する専門課程を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、ヘアウィッグやヘアエクステンション等の商品開発及び営業販売の業務に従事するもの。

<食分野>

- (11) 本邦の専門学校において栄養管理学等に係る課程を卒業し、専門士の称号を取得した外国人が、食品会社の研究開発業務に従事するもの。
- (12) 本邦の専門学校において経営学に係る学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、飲食店チェーンの海外展開業務を行う人材として採用された後、本社における2か月の座学を中心とした研修及び国内の実店舗での3か月の販売・接客に係る実地研修を行い、その後本社で海外展開業務に従事するもの。
- (13) 本邦の調理師養成施設において調理師免許の取得資格を得た外国人が、農林水産省が実施する「日本の食文化海外普及人材育成事業」の対象となって、5年間調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事するもの。
- (14) フランス国籍を有する者がドイツにおいてイタリア料理の調理師として10年間活動した後、我が国においてイタリア料理の調理に係る業務に従事するもの。

○ 不許可事例

<アニメーション分野>

- (1) 本邦の専門学校においてマンガ・アニメーション科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、アニメ制作会社において、主体的な創作活動を伴わない背景画の色付け作業等の補助業務にのみ従事するもの。

<ファッション・デザイン分野>

- (2) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社において、主体的な創作活動を伴わない裁断・縫製等の制作過程に従事するもの。
- (3) 本邦の専門学校においてデザイン科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、服飾業を営む会社の店舗において専ら接客・販売業務に従事するもの。
- (4) 本邦の専門学校において主に経理を学んで卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、衣料品販売店において専ら販売業務に従事するもの。

<美容分野>

- (5) 本邦の専門学校において美容学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、美容師やネイリストとして業務に従事するもの。
- (6) 本邦の専門学校において美容学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、海外展開を予定する化粧品会社に雇用され、同社の海外進出準備のための企画・マネジメント業務を行うため1年間の座学及び実地研修を行うとして申請があったが、実際には、同社で同じ業務に就く日本人は4か月で実地研修が終わるのに対し、当該外国人については店舗を替えながら実地研修をするという名目で1年間に渡って販売・接客業務をさせる計画であったことが、審査の過程で明らかになったもの。

<食分野>

- (7) 本邦の専門学校において経営学に係る学科を卒業し、専門士の称号を付与された外国人が、飲食店チェーンにおいて3年間の滞在予定で海外展開業務を行うとして申請があったが、実際には、入社後2年間は実地研修の名目で店舗での調理・接客業務に従事させる計画であったことが審査の過程で明らかになったもの。



外国人留学生の就職支援に係る政府方針

日本再興戦略改訂2016

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指す。

骨太の方針2018

在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。

外国人材受入れ・共生のための総合的対応策
平成30年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として**在留資格に係る告示改正を行う。**

現状の在留資格制度下における取扱い

本邦の大学・大学院を卒業・修了した留学生については、専門的・技術的知識に加えて、高い日本語能力を有していることから、幅広い分野での活躍が期待されるものの、従事しようとする業務内容が現行の在留資格に当てはまらないとして、例えばサービス業務や製造業務等に専従することは認められていない。

特定活動告示の改正の趣旨

本邦の大学(四年制大学)又は大学院の課程を適正に卒業・修了した留学生は、我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良き理解者であり、在学中に修得した知識や、日本語を含む語学力を活用する業務が含まれている場合、その就職を認めることとする。

要件 ※特定活動告示で規定

- 常勤の従業員として雇用され、本邦の大学又は大学院において修得した知識や能力等を活用することが見込まれること
- 本邦の大学(短期大学を除く。)を卒業し、又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと
- 日本人と同等額以上の報酬を受けること
- 高い日本語能力を有すること(試験又はその他の方法により、日本語能力試験N1レベル等が確認できること)

【従事できない業務】

- 風俗営業活動
 - 法律上資格を有する者が行うこととされている業務(業務独占資格を要する業務)
- ※ また、大学・大学院において修得した知識や能力を必要としない業務にのみ従事することはできない。



留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学卒業者）についてのガイドライン

出入国在留管理庁
令和元年5月策定
令和2年2月改定

今般、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生（以下「本邦大学卒業者」という。）の就職支援を目的として、法務省告示「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」の一部が改正され、本邦大学卒業者が日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、在留資格「特定活動」による入国・在留が認められることとなりました。

本ガイドラインにおいては、新たな制度の基本的考え方や用語の解説のほか、具体的に認められる業務内容、提出資料等について取りまとめています。

1 本制度の概要

本制度は、本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

ただし、法律上資格を有する方が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することは認められません。

2 対象者

本邦の大学を卒業又は大学院の課程を修了し、学位を授与された方で、高い日本語能力を有する方が対象となります。

現に有する在留資格が「留学」の方からの在留資格変更許可申請に限らず、次の（1）及び（2）の要件を満たす方であれば、例えば、本邦の大学を卒業後に帰国した方や、他の就労資格で活動していた方も対象となります。

（1）学歴について

日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られます。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象になりません。

（2）日本語能力について

ア 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有する方が対象です。

※ 日本語能力試験については、旧試験制度の「1級」も対象となります。

イ その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。

なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて日本の大学・大学院を卒業・修了している必要があります。

※ 本制度において「日本語」を専攻した」とは、日本語に係る学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部・学科、研究科等に在籍し、当該学問を専門的に履修したことを意味します。

3 「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」について

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、単に雇用主等からの作業指示を理解し、自らの作業を行うだけの受動的な業務では足りず、いわゆる「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められ、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味します。

4 「本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること」について

従事しようとする業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれることを意味します。

※ 「学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務」とは、一般的に、大学において修得する知識が必要となるような業務（商品企画、技術開発、営業、管理業務、企画業務（広報）、教育等）を意味します。

5 具体的な活動例

本制度によって活動が認められ得る例は以下のとおりです。

ア 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。

※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

イ 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。

※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。

ウ 小売店において、仕入れ、商品企画や、通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの（日本人に対する接客販売業務を行うことも可能です。）。

※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。

エ ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。

※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。

オ タクシー会社において、観光客（集客）のための企画・立案や自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの（通常のタクシードライバ

一として乗務することも可能です。)

※ 車両の整備や清掃のみに従事することは認められません。

※ タクシーの運転をするためには、別途第二種免許（道路交通法第86条第1項）を取得する必要がありますが、第二種免許は、個人の特定の市場への参入を規制することを目的とするものではないことから、いわゆる業務独占資格には該当しません。

カ 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、日本語を用いて介護業務に従事するもの。

※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められません。

キ 食品製造会社において、他の従業員との間で日本語を用いたコミュニケーションを取りながら商品の企画・開発を行いつつ、自らも商品製造ラインに入って作業を行うもの。

※ 単に商品製造ラインに入り、日本語による作業指示を受け、指示された作業にのみ従事することは認められません。

6 契約形態等

「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動」について

- (1) 申請内容に基づき、「指定する活動」として以下のとおり活動先の機関が指定され、「指定書」として旅券に貼付されます。転職等で活動先の機関が変更となった場合は指定される活動が変わるため、在留資格変更許可申請が必要です。

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

記

機関名：

本店所在地：

(2) 指定書に記載される機関名は、契約先の所属機関名であるため、例えば同一法人（法人番号が同一の機関）内の異動や配置換え等については、在留資格変更手続は不要です。

他方で、転職等により契約の相手方が変更となった場合は、新たに活動先となる機関を指定する必要があるため、在留資格変更許可申請が必要です。

(3) 当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動であることから、フルタイムの職員としての稼働に限られ、短時間のパートタイムやアルバイトは対象になりません。

(4) 契約機関の業務に従事する活動のみが認められ、派遣社員として派遣先において就労活動を行うことはできません。

(5) 契約機関が適切に雇用管理を行っている必要があることから、社会保険の加入状況等についても、必要に応じ確認を求めることとなります。

7 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

一定の報酬額を基準として一律に判断するものではなく、地域や個々の企業の賃金体系を基礎に、同種の業務に従事する日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の同種の業務に従事する者の賃金を参考にして日本人と同等額以上であるかについて判断します。

また、本制度の場合、昇給面を含めて、日本人大卒者・院卒者の賃金を参考とします。

その他、元留学生が本国等において就職し、実務経験を積んでいる場合、その経験に応じた報酬が支払われることとなっていることについても確認します。

8 その他

(1) 在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請

在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請においては、次の事項についても確認します。

ア 素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に1週について28時間を超えてアルバイトに従事していたような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

イ 入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第19条の7から第19条の13まで及び第19条の15に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納等の義務を履行していることが必要です。

(2) 家族の滞在

上記6(1)の活動を指定された者の扶養を受ける配偶者又は子については「特定活動」(本邦大学卒業者の配偶者等)の在留資格で、日常的な活動が認められます。

(3) 在留期間について

在留期間は、5年、3年、1年、6月又は3月のいずれかの期間が決定されますが、原則として、「留学」の在留資格からの変更許可時、及び初回の在留期間更新許可時に決定される在留期間は、「1年」となります。

9 提出資料

「特定活動」（本邦大学卒業者）及び「特定活動」（本邦大学卒業者の配偶者等）に係る在留諸申請に当たって必要な資料は別紙のとおりです。

このほか、参考となるべき資料の提出を求めることがあります。

○ 提出資料

- 1 在留資格決定時（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請）
 - (1) 申請書（在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書）
 - ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
 - ※ 申請人等作成用 1 及び 2 N 並びに所属機関等作成用 1 N から 4 N を御利用ください。
 - (2) 写真（縦 4 cm×横 3 cm）
 - ※ 申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
 - ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
 - (3) 返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、392 円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの） 1 通（在留資格認定証明書交付申請時のみ）
 - (4) パスポート及び在留カード（在留資格変更許可申請時のみ）
 - ※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。
 - (5) 申請人の活動内容等を明らかにする資料
労働基準法第 15 条第 1 項及び同法施行規則第 5 条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書（写し）
 - (6) 雇用理由書
雇用契約書の業務内容から、日本語を用いた業務等、本制度に該当する業務に従事することが明らかな場合は提出不要です。
所属機関が作成したものがが必要です。様式は自由ですが、所属機関名及び代表者名の記名押印が必要です。
 - ※ どのような業務で日本語を活用するのか、どのような業務が学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であるのかを明確にしてください。
 - (7) 申請人の学歴を証明する文書
卒業証書（写し）又は卒業証明書（学位の確認が可能なものに限ります。）
 - (8) 申請人の日本語能力を証明する文書
日本語能力試験 N 1 又は B J T ビジネス日本語能力テスト 480 点以上の成績証明書（写し）。
なお、外国の大学において日本語を専攻した者については、当該大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書（学部・学科、研究科等が記載されたものに限ります。）

(9) 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料

- ア 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が記載された案内書
- イ その他の勤務先等の作成した上記アに準ずる文書
- ウ 勤務先のホームページの写し（事業概要が確認できるトップページ等のみで可）
- エ 登記事項証明書

(10) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票、当該期間の給与明細の写し又は賃金台帳の写し等）

（注）他の就労資格からの在留資格変更許可申請又は、転職による在留資格変更許可申請に限ります。

（注）転職による在留資格変更許可申請については、（7）及び（8）は不要です。

2 在留期間更新時

(1) 申請書（在留期間更新許可申請書）

- ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- ※ 申請人等作成 1 及び 2 並びに所属機関等作成用 1 N から 4 N を御利用ください。

(2) 写真（縦 4 cm × 横 3 cm）

- ※ 申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
- ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

(3) パスポート及び在留カード

- ※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

(4) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）

【配偶者等について】

- 1 申請書（在留資格認定証明書交付申請書・在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書）
 - ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
 - ※ 申請人等作成用 1 及び 2 R 並びに扶養者等作成用 1 R を御利用ください。

- 2 写真（縦 4 cm×横 3 cm）
 - ※ 申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
 - ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。

- 3 返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの） 1 通 （在留資格認定証明書交付申請時のみ）

- 4 パスポート及び在留カード（在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請時）
 - ※ 提示のみで、提出していただく必要はありません。

- 5 次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) 婚姻届受理証明書
 - (3) 結婚証明書
 - (4) 出生証明書
 - (5) 上記(1)から(4)までに準ずる文書
 - ※ 在留期間更新許可申請時において身分関係に変更がない場合で、下記5の住民票の提出をするときは、提出不要です。

- 6 扶養者の在留カード若しくはパスポートの写し又は住民票
 - ※ パスポートについては、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみ

- 7 扶養者の職業及び収入を証する次の文書
 - (1) 在職証明書
 - (2) 課税証明書及び納税証明書（証明書が取得できない期間については、源泉徴収票及び当該期間の給与明細の写し、賃金台帳の写し等）

(注) 扶養者と同時に申請する場合は、上記6及び7は不要です。



- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

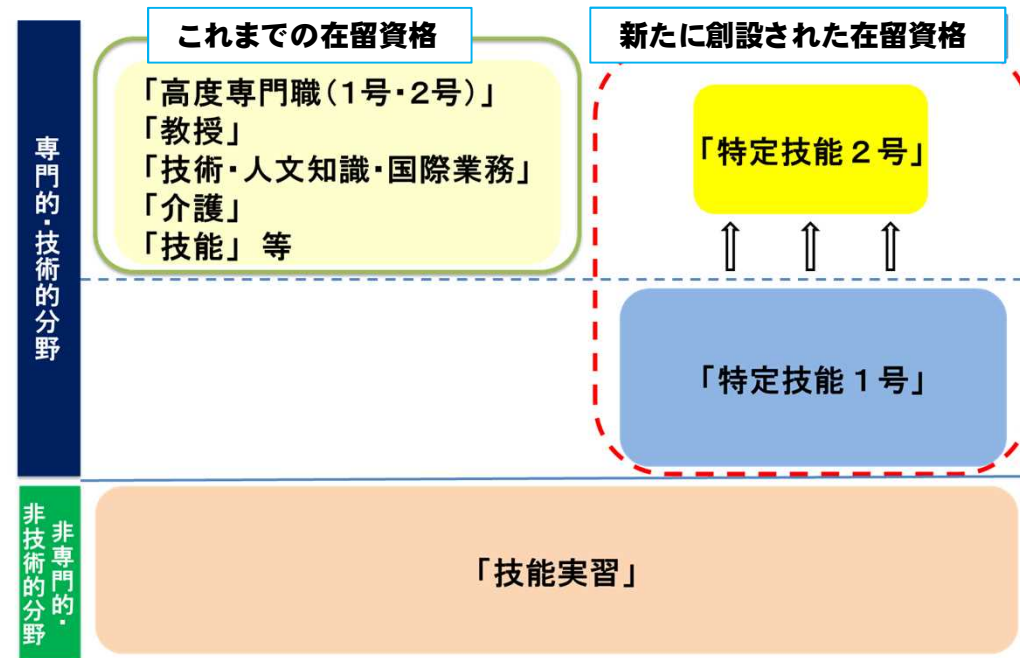
特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

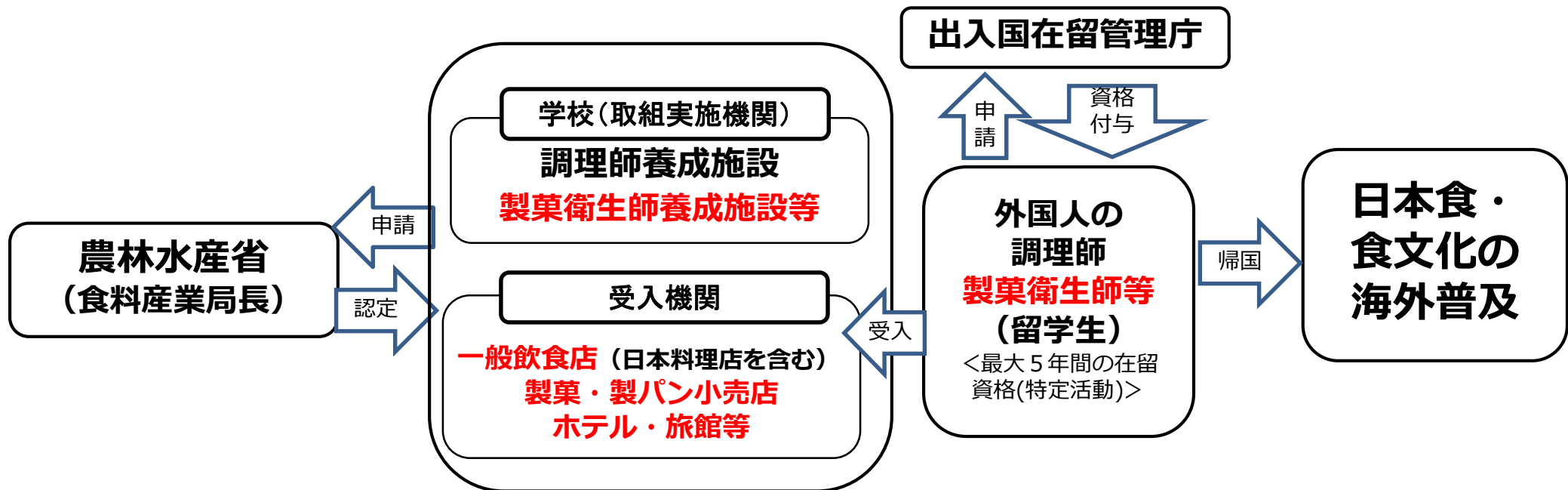
【就労が認められる在留資格の技能水準】



日本料理海外普及人材育成事業の一部改正について

- 日本料理の海外普及を目的に、調理の専門学校を卒業した外国人留学生が、引き続き、日本国内の日本料理店で働きながら、技術を学べる制度(最長5年間)。
- クールジャパンの議論において、日本料理以外の分野でも、教える技術が高い日本で学びたいとの意見。
- このため、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅を拡充し、日本料理以外の料理や製菓も対象とすることで、日本の食・食文化の海外普及の促進を行う。

日本の食文化海外普及人材育成事業(赤字は拡充事項)



日本料理海外普及人材育成事業実施要領の一部改正案のスキーム

農林水産省（食料産業局長）

法務省、厚生労働省

①実習計画を
共同で申請

②実習計画を
認定

④監査
(必要と認
めるとき)

⑥受入状況
報告
(関係省庁含む)

⑨評価結果
報告

⑩活動継続の
適否を通知

⑫本事業を終了し
た外国人調理
師等に関する
情報を提供

取組実施機関（調理師養成施設、製菓衛生師養成施設等）

【要件】 ①実習計画を策定・実施する人員体制、②健全、安定的な経営状況 等

③監査
(少なくとも半年に1回)

⑤受入状況
報告

⑪活動終了及
び帰国を報告

受入機関（飲食店、菓子・パン製造小売、ホテル・旅館等）

【要件】
①実習計画を実施できる事業所、②健全、安定的な経営状況、③労働関係法令等の遵守、
④養成施設で修得した技術や知識を活用し、実習期間内に下ごしらえから料理の完成に至るまでの一連の
作業工程が実習可能 等

⑦面接
(初年度は半年に1回
：監査とは別)

⑧評価
(少なくとも1年に1回)

日本食レストラン海外普及機構

本事業を終了した外国人調理師等の情報を海外の支部、会員事業者に伝達することにより、当該外国人調理師等の現地店舗での採用等、日本の食文化の普及活動の機会を提供

相談、苦情

調理・製菓業務に
労働者として従事

調理・製菓の技能を
指導

外国人調理師、外国人製菓衛生師等（留学生）

【要件】
①素行が善良、②調理・製菓の技術の修得・普及の意思・意欲、③18歳以上 等

製菓分野における範囲と実習期間について

日本の食文化海外普及人材育成事業
在留資格「特定活動」

上限5年

合格・免許取得

製菓衛生師試験

資格取得（試験合格等）までの期間

実務経験
2年以上

実務経験
2年以上

在留可能な
在留資格なし

製菓衛生師免許取得予定者
在留資格「特定活動」(上限3年)

1年制
(製菓衛生師試験受験
資格取得者のみ)

2年制
(製菓衛生師試験受
験資格取得者のみ)

2年制 (専門士)
【基準①衛生法規②公衆衛生学③食品
学④食品衛生学⑤栄養学⑥製菓理論
⑦製菓実習 (480時間以上)】

1年制
(専門士ではない)

製菓衛生師養成施設
(都道府県知事指定)

指定外の養成機関

在留資格「留学」

就労を希望する者



① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請
(申請の流れについては[こちら](#)(資料11))

技術・人文知識・国際業務

特定活動(46号)
(専門学校・日本語教育機関を除く)

特定技能

② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合

大学

専門学校

日本語教育機関

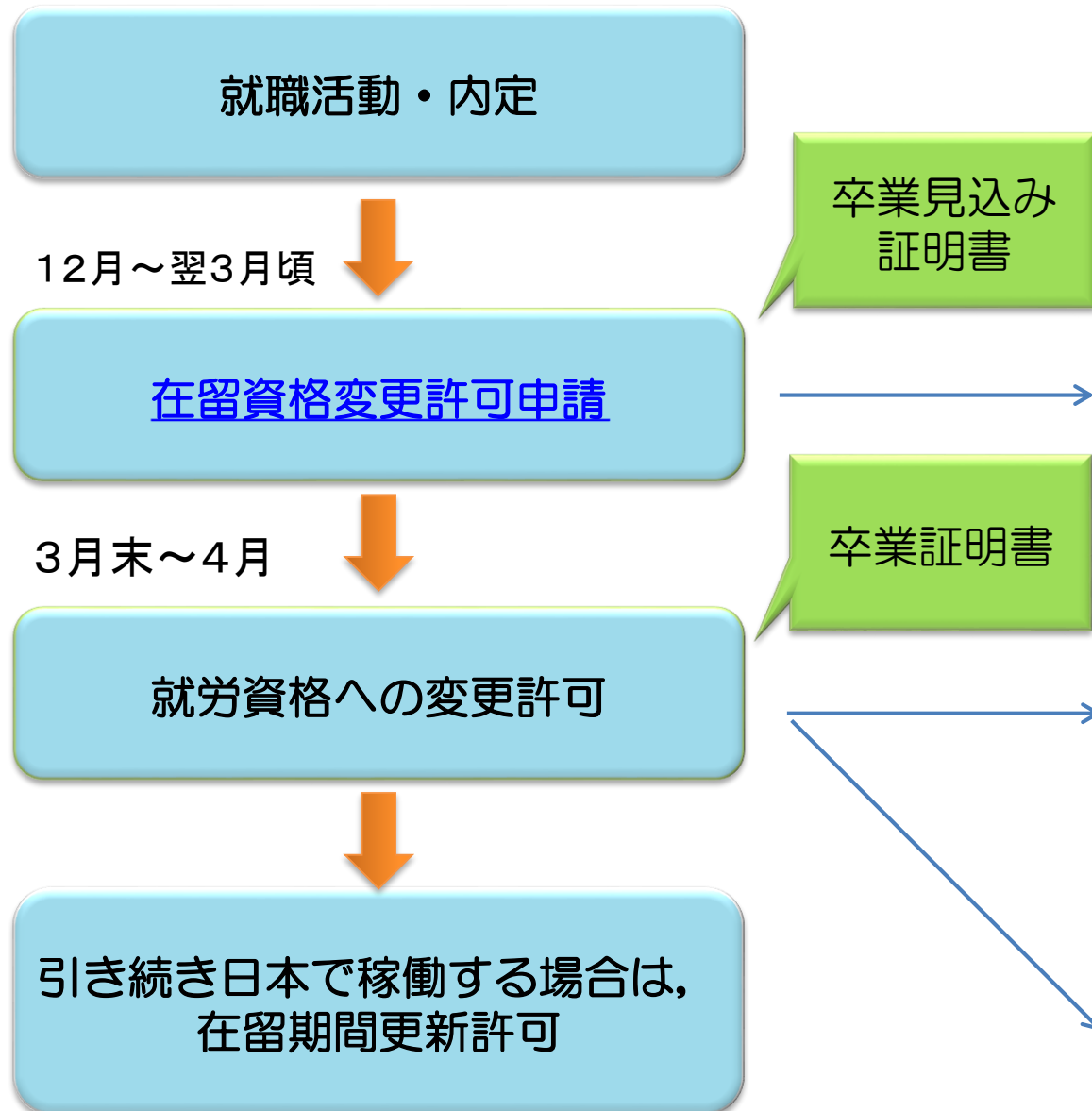
在留資格変更許可申請

特定活動(継続就職活動)
(原則として、日本語教育機関を除く)

特定活動(就職内定者)

※ 留学生の就職支援に係る専用の事前相談窓口については、[こちら](#)(*)をご覧ください。

(*) http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00014.html



申請に必要なもの

- 在留資格変更許可申請書
 - 日本での活動内容に応じた資料
(在留資格や勤務先の規模により、必要書類が異なります。)
- 申請は、卒業見込み証明書で受付が可能です。許可時には、卒業証明書が必要です。

在留資格変更許可について

行おうとする活動内容が、在留資格に該当するか、上陸基準省令に適合するか、また、これまでの在留状況等の全てを総合的に考慮して、在留を認めるに足りる相当の理由があるか否かの審査を行います。

許可される在留期間について

雇用契約期間、業務内容、報酬のほか、在留状況（「留学」での在留期間中の活動状況）等全てを総合的に考慮して個別に決定されます。

出入国在留
管理庁紹介

公表情報

各種手続

在留支援

相談窓口・
情報受付

関係法令

入管政策・
統計調達・採用
情報[トップページ](#)[公表情報](#)[各種公表資料](#)[在留資格関係](#)

大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ

大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在をご希望のみなさまへ

1 内定者のための「特定活動」について

大学等の在学中に就職先が内定した方や、大学等を卒業後、継続就職活動中に就職先が内定した方が、企業に採用されるまでの間本邦に滞在することを希望される場合、一定の要件を満たせば、採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ、本邦に継続して滞在することが可能です。

[手続及び必要書類については、こちらをご覧ください。](#)

2 対象となる内定者について

(1) 対象

- 「留学」の在留資格で在留されている方
- 継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留されている方

(2) 要件

- 本邦の教育機関を卒業したこと又は教育機関の課程を修了したこと
- 内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用されること
- [※新型コロナウイルス感染症の影響による在留期間の更新について](#)
- 企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等就労に係るいずれかの在留資格への変更が見込まれること
- 内定者の在留状況に問題がないこと
- 内定者と一定期間ごとに連絡をとること、内定を取り消した場合は遅滞なく地方出入国在留管理局に連絡することについて内定先の企業が誓約すること

3 資格外活動許可について

内定者のための「特定活動」を許可された方は、一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受けて1週間について28時間以内で行う資格外活動（いわゆるアルバイト）が可能です。

また、内定先の企業において採用までに行うインターンシップの場合などは、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることも可能です。

[詳しくはこちらをご覧ください。](#)



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。

特定活動14

大学等の在学中あるいは卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合

- ※ 対象は、次のいずれかに該当する方となります。
- 1 在留資格「留学」をもって在留する外国人
- 2 継続就職活動を目的とした在留資格「特定活動」をもって在留する外国人

提出資料

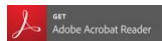
- ※ 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことです。
- ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。
- 1 在留資格変更許可申請書 1通
 - ※ 地方出入国在留管理官署において、用紙を用意しています。また、[こちらのページから取得することもできます。](#)
- 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉
 - ※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
 - ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。
- 3 パスポート及び在留カード 提示
- 4 身分を証する文書等(取次証明書、戸籍謄本等) 提示
 - ※ 申請人本人以外の方(申請が提出できる方については、[こちらのページを参照してください。](#))が申請を提出する場合において、申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請書類を提出する場合であっても、上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要です。
- 5 申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 適宜
 - ※ 当該申請人以外が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書を提出してください。
- 6 内定した企業において、採用後に行う活動に応じて変更することとなる、[就労に係る在留資格への在留資格変更許可申請に必要な資料](#)

なお、内定した企業がカテゴリー1、2に該当する場合であっても、以下の項目が記載された文書を1通提出してください。

 - (1) 内定した企業名
 - (2) 主たる勤務場所(支店・事業所名および所在地、電話番号)
 - ※派遣契約に基づく就労を予定している場合は、派遣先の勤務場所についても記載願います。
 - (3) 事業内容
 - (4) 給与(報酬)額
 - (5) 職務内容
 - ※派遣契約に基づく就労を予定している場合は、派遣先での職務内容について記載願います。
- 7 内定した企業からの採用内定の事実及び内定日を確認できる資料 1通
- 8 連絡義務等の遵守が記載された[誓約書\(PDF\)](#) 1通
- 9 採用までに行う研修等の内容を確認できる資料(該当する活動がある場合に限る。) 適宜

留意事項

提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付してください。
 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
 正しく表示されない場合は、[最新バージョン](#)をご利用ください。

高度人材ポイント制による 出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により、高度外国人材と認定されれば
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！



高度外国人材が行う3つの活動類型

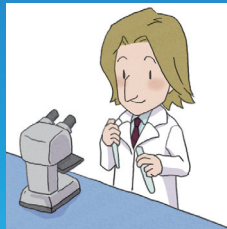
✓ 高度学術研究活動 「高度専門職1号（イ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



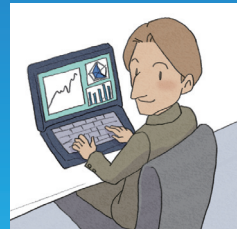
✓ 高度専門・技術活動 「高度専門職1号（ロ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



✓ 高度経営・管理活動 「高度専門職1号（ハ）」

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動



裏面の
ポイント
計算表で
チェック!

高度外国人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

高度専門職1号の場合

- ①複合的な在留活動の許容
- ②「5年」の在留期間の付与
- ③在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④配偶者の就労
- ⑤親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑥家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑦入国・在留手続の優先処理

高度専門職2号の場合

- a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
 - b. 在留期間が無期限となる
 - c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる
- ※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象になります。



法務省入国管理局

制度に関する詳しい内容は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_3/index.html
 ※最寄りの地方入国管理局にもお問い合わせください。



《ポイント計算表》

高度学術研究分野		高度専門・技術分野		高度経営・管理分野	
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者	30	博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者	30	20
	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者	20	修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7)	20	
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)	10	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)	10	
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者	5	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者	5	
職 歴 (実務経験) (注1)	10年～	20	10年～	20	25
	7年～	15	7年～	15	
	5年～	10	5年～	10	
	3年～	5	3年～	5	
年 収 (注2)	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 ↓ 10	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 ↓ 10	50 40 30 20 10
	～29歳	15	～29歳	15	
	～34歳	10	～34歳	10	
	～39歳	5	～39歳	5	
	詳細は③参照	25 ↓ 20	詳細は③参照	15	
年 齢	～29歳	15	～29歳	15	10 5
	～34歳	10	～34歳	10	
	～39歳	5	～39歳	5	
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照	25 ↓ 20	詳細は③参照	15	10 5 10 5 10 10 15 10 10 10 5 5
ボーナス② 〔地位〕					
ボーナス③			職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)	10	
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)	10	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)	10	
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5	
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等	5	職務に関連する外国の資格等	5	
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得	10	本邦の高等教育機関において学位を取得	10	
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15	
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。	10	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦)又は⑧のポイントを獲得した者を除く。	10	
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)	10	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)	10	
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10	
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)	5	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)	5	
ボーナス⑬			経営する事業に1億円以上の投資を行っている者	5	
合格点		70	合格点		70

①最低年収基準
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要

②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績			
	高度学術研究分野	高度専門・技術分野	
研究実績	特許の発明 1件～	20	15
研究実績	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究実績	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
※	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

(注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る。
 (注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額
 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。
 (注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点
 (注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における480点以上の得点)により認められている者も含む。
 (注5) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における400点以上の得点)により認められている者も含む。
 (注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。
 (注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。

⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。

⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

(帰国可能になった場合であっても、令和3年1月期生までは、当初の課程終期から最長1年間に限り、現在在籍している教育機関において進学時期又は就職時期まで更新を認める。)

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

2 教育を受ける活動を行わない場合

(1) 「留学」の在留資格を有していた方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動(6か月)」への在留資格変更許可が可能。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(2) 2020年1月1日以降2021年3月末までに教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

⇒ 卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。